## 議案第 26 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

## 提案理由

小城市立芦刈幼稚園の民営化に伴い、平成 29 年 3 月 31 日で閉園となるため。

## 小城市教育委員会規則第 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条の表保育幼稚園課の項中「芦刈幼稚園」を削る。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 小城市教育委員会事務局組織規則(平成17年小城市教育委員会規則第5号)新旧対照表

| 現行                 |                                 | 改正後(案)             |                            |
|--------------------|---------------------------------|--------------------|----------------------------|
| (趣旨)               |                                 | (趣旨)               |                            |
| 第1条(略)             |                                 | 第1条(略)             |                            |
| (課及び係)             |                                 | (課及び係)             |                            |
| 第2条 事務局に次の課及び係を置く。 |                                 | 第2条 事務局に次の課及び係を置く。 |                            |
| 課名                 | <u>係名</u>                       | 課名                 | <u>係名</u>                  |
| 教育総務課              | 庶務係 施設係 学事係 学校給食係               | 教育総務課              | 庶務係 施設係 学事係 学校給食係          |
| 保育幼稚園課             | 保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園        | 保育幼稚園課             | 保育幼稚園係 小城保育園 岩松保育園 三里保育園   |
|                    | 砥川保育園 晴田幼椎園 三日月幼稚園 <u>芦刈幼稚園</u> |                    | 砥川保育園 晴田幼椎園 三日月幼稚園         |
| 学校教育課              | 指導係                             | 学校教育課              | 指導係                        |
| 生涯学習課              | 社会教育係 社会体育係 小城公民館係 三日月公民館係      | 生涯学習課              | 社会教育係 社会体育係 小城公民館係 三日月公民館係 |
|                    | 牛津公民館係 芦刈公民館係                   |                    | 牛津公民館係 芦刈公民館係              |
| 文化課                | 文化振興係 文化財保護係 小城図書館係 三日月図書館      | 文化課                | 文化振興係 文化財保護係 小城図書館係 三日月図書館 |
|                    | 係                               |                    | 係                          |
| (職制)               |                                 | (職制)               |                            |
| 第3条~第7条(略)         |                                 | 第3条~第7条 (略)        |                            |
|                    |                                 |                    |                            |